

令和5年1月1日

現場代理人の兼務に関する取扱いQ & A

Q 1 旧取扱い「東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い」により兼務している現場代理人について、廃止後も継続は認められるか。

廃止後も兼務は継続できます。

Q 2 旧取扱いにより兼務が認められた工事と、今回取扱いの工事との兼務は認められるか。

兼務は認められます。

Q 3 特記仕様書を添付する対象工事の金額はいくらか。

設計額(税込)4,000万円（建築一式の場合 8,000万円）未満のとき添付します。

Q 4 設計額(税込)4,000万円（建築一式の場合 8,000万円）以上でも兼務できる場合はあるか。

取扱い1(2)のとおり、専任の主任技術者が兼務を認められた工事においては、現場代理人の兼務を認めます。

Q 5 2件とも契約済みの工事の場合は対象になるか。

対象になります。発注者に協議してください。

Q 6 当初設計額(税込)が4,000万円（建築一式の場合 8,000万円）未満で現場代理人の兼務が認められたが、設計変更で4,000万円（建築一式の場合 8,000万円）以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

兼務が認められた工事については、その後、設計変更等で対象金額以上となった場合においても、そのまま兼務が認められます。

なお、現場代理人が主任（監理）技術者を兼ねる場合、請負代金額が4,000万円（建築一式の場合 8,000万円）以上になると建設業法により専任の技術者の配置が求められますので注意してください。

Q 7 岩手県と異なる兼務基準を持つ他発注機関の工事と兼務できるか。

本県取扱いの基準を全て満たす場合は、兼務を認めます。

Q 8 道路維持修繕等の業務委託との兼務は認められるか。

維持修繕等の業務委託は、事故や災害による施設損傷があった場合に即時対応が求められることが多く、兼務の条件としている「一方の現場に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと」の履行が困難と思われることから、原則としては認められません。なお、業務委託の内容が兼務の条件を満足できると見込まれる場合は、個別に発注者（工事担当公所）に確認してください。

Q 9 民間工事と兼務することは可能か。

対象工事は公共工事に限ります。